平成２７年（フ）第４０号
福岡県嘉麻市下山田458番地３　山田山下団地252号
債務者　垣添　正行
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４１号
福岡県嘉麻市下山田458番地３　山田山下団地252号
債務者　垣添美由紀
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２０４号
熊本市北区高平３丁目30番10号　高平マンション102号、前住所熊本市西区小島９丁目８番11号
債務者　久野　泰生
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
宮城県大崎市古川江合本町３丁目５番15号
債務者　大友　克志
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
兵庫県尼崎市潮江２丁目39番23号　チェスターハイツ205号
債務者　西平　賀孝
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５号
山口県山陽小野田市くし山１丁目32番18号　明星ハイツ202号
債務者　片山　晶子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１７０号
北九州市小倉南区東水町７番20―103号
債務者　伊東　高稔
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２４号
北九州市八幡西区紅梅４丁目６番６号　102号
債務者　濱田　裕一
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２７号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目１番41―302号
債務者　古賀建太郎
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５１号
北九州市八幡西区陣原１丁目11番17号
債務者　丸野千惠子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１号
佐賀県唐津市厳木町岩屋1003番地４
債務者　西田　英二
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３１６号
神戸市須磨区外浜町２丁目３番11号　須磨南ハイツ402
債務者　末岡　宏介
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４号
兵庫県たつの市誉田町上沖186番地１
債務者　柴原　町子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２４５号
熊本市中央区迎町１丁目６番１号　オリエントビル802、前住所熊本市中央区本荘５丁目７番18号　フレイズ本荘1003号
債務者　野田　健太
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目１番10号
債務者　前川レイ子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
佐賀県鳥栖市萱方町243番地１　ベアーズタウンＡ―１
債務者　森田　智子（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係